

県有財産（貸付け）

一般競争入札のしおり

開 札 日

令和7年4月24日（木）

愛 知 県

【お問い合わせ先】

建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室維持・財産グループ

電 話 052-954-6580（ダイヤルイン）

F A X 052-962-0353

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukanri/>

お申し込みの際には必ずこのしおりをお読みください。  
開札当日には、このしおりをご持参ください。

# 目 次

	頁
○ 貸付入札物件仕様書一覧表	1
○ 県有財産(貸付け)一般競争入札の流れ	2
○ 入札心得書	3
○ 物件に関する情報	
<b>【物件番号1】</b> (名古屋市天白区平針南二丁目1002番4、1002番5、1002番6)	
仕様書等	9
<b>【物件番号2】</b> (名古屋市瑞穂区中山町六丁目12番のうち一部)	
仕様書等	14
○ 様式	
県有財産(貸付け)一般競争入札参加申込書(様式第1)	19
委任状(様式第2)	21
誓約書(様式第3)	22
入札書(様式第4)	23
○ 記入例	24
○ 県有財産有償貸付契約書(案)	
<b>【物件番号1】</b>	29
<b>【物件番号2】</b>	36
○ 入札の公告内容	43
○ 入札の御案内	46

# 貸付入札物件仕様書一覧表

物件番号	所在及び地番	土地		貸付期間	仕様書
		地目	貸付面積 (㎡)		
1	名古屋市天白区平針南二丁目 1002番4、1002番5、1002番6	宅地	344.22	令和7(2025)年 9月1日から 令和12(2030)年 8月31日まで	9頁
2	名古屋市瑞穂区中山町六丁目 12番のうち一部	宅地	131.16	令和8(2026)年 2月1日から 令和13(2031)年 1月31日まで	14頁

## 【県有財産（貸付け）一般競争入札の流れ】

### 入札参加申込み

令和7年3月3日(月)～3月14日(金) 午前9時～午後5時

(土曜日、日曜日を除く。)

愛知県庁本庁舎 2階 建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室 ※1

※1 郵送による場合は3月14日(金)午後5時**必着**

入札参加申込み

### 入札書関係書類の送付

令和7年3月17日(月)以降順次 入札参加申込者に対し、県から入札に必要な書類を郵送します

### 入札書の提出

令和7年4月7日(月)～4月11日(金) 午前9時～午後5時

(土曜日、日曜日を除く。)

愛知県庁本庁舎 2階 建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室 ※2

※2 郵送は一般書留又は簡易書留に限る。4月11日(金)午後5時**必着**

入札書の提出

入札保証金納付

開札日(令和7年4月24日(木)) ※立会は任意です

開札開始時刻	入札室	入札保証金について
午前10時30分	愛知県自治センター 地下2階 入札室	入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては還付しますが、支払の手続き上、2～3週間かかります

有効な入札を行った者のうち、県の予定価格以上の最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。なお、今回の入札では、予定価格は公表していません。

### 契 約

令和7年5月16日(金)までに契約締結

契約締結時に契約保証金の納付 ※3

(契約金額(税込総額)の1割以上)

※3 納付した入札保証金を契約保証金に充当することができます。正当な理由なく期限までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は還付されません。

### 貸付期間の開始

物件番号1

令和7(2025)年9月1日から  
令和12(2030)年8月31日まで

物件番号2

令和8(2026)年2月1日から  
令和13(2031)年1月31日まで

納入期限までに貸付料の納入

(原則、毎年度四半期ごとに前納)

### 貸付の終了

契約終了後に契約保証金を返還します。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他の債務が残存する場合は、その残余分が返還されます。なお、契約保証金に利子は付きません。

# 入 札 心 得 書

## 第1 全般的事項

- 1 県有財産（貸付け）一般競争入札参加希望者は、本心得書、入札公告及び契約書案並びに仕様書等をよく読んだうえで入札してください。
- 2 入札の申込みにあたっては、次の点にご注意ください。
  - (1) 仕様書等の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。
  - (2) 現況の貸付けについて、借受人が設置し、撤去予定の工作物については、仕様書等に記載してあります。その他の工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装など）及び樹木等や越境物がある場合については現況有姿のままで引渡します。
  - (3) 工作物や越境物で、明らかに視認できるものは、仕様書等の参考事項欄に記載してあります。（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。）
  - (4) 物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等は行っておりません。
- 3 入札者は、入札後、本心得書、入札公告及び契約書案並びに仕様書等、物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。  
また、契約締結後、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。県として知り得ない地下埋設物が発見された場合等に、撤去等責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。（なお、契約者が消費者契約法第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。）

## 第2 入札参加申込み

- 1 提出書類（各1部）〈様式は19～22ページ、記入例は24～27ページ〉  
入札参加者は、下記2の期限内に、次の書類を提出してください。
  - (1) 入札参加申込書（様式第1）
  - (2) 委任状（様式第2）（※代理人により入札する場合のみ必要）
  - (3) 誓約書（様式第3）（※委任状を提出する場合においても、本人（法人の場合は代表者）の誓約書が必要）
  - (4) 証明書類（発行日から3ヶ月以内のもの）  
＜法人の場合＞・・・法人登記簿謄本（現在事項証明書）  
＜個人の場合＞・・・住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
  - (5) 国税及び県税の未納がないことの証明書
    - ア 国税について
      - (ア) 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3 未納のないことの証明）
      - (イ) 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の2 未納のないことの証明）

イ 県税について（愛知県の県税事務所が発行する納税証明書）

(ア) 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の未納の税額がないこと用

(イ) 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税」の未納の税額がないこと用

1人で2人以上の代理又は申込人と他の代理人を兼ねることはできません。

なお、県は、入札に先立ち、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、入札参加申込書記載の内容（氏名・生年月日・性別・住所・役職名）について、愛知県警察本部に照会します。

また、駐車場の運営実績（3年以上）がウェブページ等で確認できないとき、別途資料提出をお願いする場合があります。

## 2 受付の場所及び日時

場所 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室

(〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1-2 愛知県庁本庁舎2階北側)

日時 令和7年3月3日(月)から令和7年3月14日(金)まで

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）

（郵送による申込みの場合は、令和7年3月14日(金)午後5時必着とします。）

### ※申込者数等の問い合わせについて

入札結果については6ページ「7 入札結果の公表」に記載のとおり、愛知県公式ウェブサイトで公表しますが、公表前の申込者数等の問合せについては回答できません。

## 3 送付書類

入札参加申込受付後、県から入札に必要な以下の書類を送付します。

- ・ 入札書（様式第4）
- ・ 歳入歳出外現金納付書兼領収書（入札保証金の納付書）
- ・ 入札保証金還付請求書（落札者以外の方へ入札保証金を還付するため）
- ・ 愛知県受取人届出書（入札保証金の還付を受け取れる口座の届出）

## 第3 入札

### 1 入札保証金

#### (1) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札参加申込受付後に県が送付する納付書により、**入札書の記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の5以上（1円未満切上げ）の金額を**、入札保証金として、**入札書を提出するまでに**指定金融機関等で納付しなければなりません。

なお、「入札保証金が入札書の記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の5以上（1円未満切上げ）の金額に達しない者」のした入札は無効となりますので御注意ください。

#### (2) 入札保証金の還付等

入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては入札執行後に還付します。落札者に対しては契約締結後に還付しますが、申し出により契約保証金に充当することができます。

入札保証金を納付した者は、地方自治法第235条の4第3項の規定により、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

入札保証金の還付には、支払いの手続き上、2～3週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

また、落札者が契約締結期限（令和7年5月16日（金））までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は県に帰属することとなります。

## 2 入札書の作成方法 <様式は23ページ、記入例は28ページ>

入札書は、黒色のボールペンか万年筆を使用して記入してください。

入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を記入してください。（代理人の方が入札される場合は、入札者の欄に委任者の住所、氏名を記入し、その下に代理人の住所・氏名を記入してください。）

金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。

また、入札保証金額を入札金額の下段に記入してください。

誤字等があれば、二重線で消して修正してください。ただし、金額の訂正はできませんので、金額の記入を誤った場合は新しい入札書に書き直してください。

なお、入札書は封筒に入れて口を糊付けで閉じ、入札者の住所及び氏名を封筒に表記してください。

[封筒の記載例]

(表)

愛知県知事 殿 令和7年4月24日 開札 物件番号○ 入札書在中
-------------------------------------------

(裏)

入札者住所 〔名称及び 代表者氏名〕
--------------------------

## 3 入札の方法等

### (1) 入札書受付期間

令和7年4月7日（月）から令和7年4月11日（金）まで  
午前9時から午後5時まで  
（郵送による入札の場合は、令和7年4月11日（金）午後5時必着とします。）

### (2) 場所

愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室（愛知県庁本庁舎2階）

### (3) 入札の方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限ります。）

### (4) 提出書類

- ・ 入札書（封筒に入れて口を糊付けしたもの）
- ・ 歳入歳出外現金納付書兼領収書（コピー）（入札保証金の領収書）
- ・ 入札保証金還付請求書
- ・ 愛知県受取人届出書

提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回できません。

#### 4 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 県有財産（貸付け）一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法第238条の3の規定に該当する者）、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日付け締結）に基づく排除措置を受けている者がした入札〔地方自治法、地方自治法施行令、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」は別紙参照〕
- (3) 所定の日時までには所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金が入札書の記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の5以上（1円未満切上げ）の金額に達しない者のした入札
- (4) 所定の日時までには所定の場所に到達しない入札
- (5) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し二以上の意思表示をした入札
- (7) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
- (8) 入札書の金額の表示を訂正したもの
- (9) 入札書の金額が予定価格に達しないもの
- (10) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (11) 担当職員の指示に従わなかった者の入札

#### 5 開札

##### (1) 日時

令和7年4月24日（木） 午前10時30分から

##### (2) 場所

愛知県自治センター 地下2階 入札室  
名古屋市中区三の丸二丁目3-2 名古屋市営地下鉄「名古屋城」駅5番出口より西へ2分

入札者の立会は任意です。入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない県の職員を立ち合わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

#### 6 落札者の決定

落札者は、県の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない県の職員にくじを引かせます。

#### 7 入札結果の公表

入札結果については、その内容（物件の所在・地番、土地の地目・実測面積、落札額及び落札者名、入札参加者数）を公表するとともに、一定期間、愛知県公式ウェブサイトにも掲載します。

ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札された場合、落札者名は「個人」と表示します。

また、落札者以外の入札参加申込者名及びその入札金額等について、照会や情報公開請求があれば回答しますので、あらかじめご承知おきください。



## 第4 契約

### 1 契約の締結

#### (1) 期限

落札者は、令和7年5月16日（金）までに貸付契約を締結しなければなりません。

(契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。)

この日までに貸付契約を締結しない場合、その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属することとなります。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100の10以上（1円未満切上げ）に相当する金額を納めなければなりません。

この契約保証金は、契約の満了後、原状回復義務等の契約に定めるすべての義務を履行し、県に損額がないときに返還します。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他の負担する債務が残存する場合にあっては、保証金を当該債務の額に充当したうえで、その残余の額を返還します。

#### (3) その他

契約締結後、入札において談合等の不正な事実が判明した場合は、落札者に対し契約書に基づき損害賠償を請求します。

#### (4) 用途等の制限

貸付対象地は、平面駐車場（コインパーキング）の用途に供しなければなりません。

また、管理上の施設であっても人が常駐する建物を建築することはできません。

## 第5 その他留意事項

本心得書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令、愛知県財務規則の定めるところによって処理します。

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（抄）

（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日付け締結）

2 排除措置の対象となる法人等

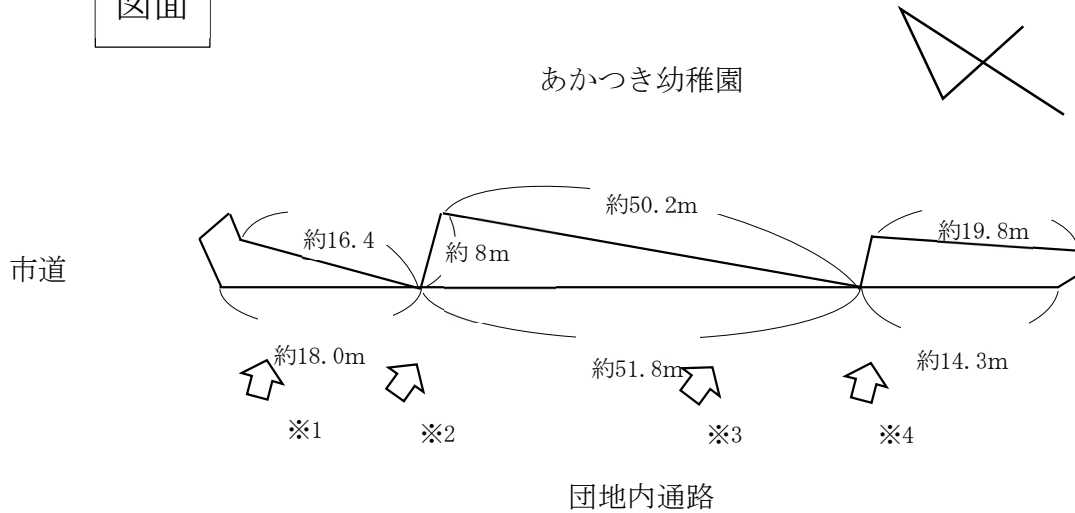
この合意書に基づく排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

仕 様 書

所在地	名古屋市天白区平針南二丁目 1002 番 4、1002 番 5、1002 番 6
貸付面積	344.22 m <sup>2</sup> (別紙図面のとおり)
貸付期間	令和 7 (2025) 年 9 月 1 日から令和 12 (2030) 年 8 月 31 日まで
現 況	平面駐車場 (コインパーキング) の用途として民間事業者に貸し出し中 (令和 7 年 8 月 31 日まで)
用途地域	市街化区域 第 1 種中高層住居専用地域
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貸付面積は、公簿上 (入札公告時) の面積により契約を締結する。</li> <li>2 設備設置及び撤去工事については、貸付期間内に行うこと。</li> <li>3 現況の貸付けについて、舗装及び工作物は令和 7 年 8 月 31 日までに撤去する契約内容となっている (愛知県が認める場合を除く。)(別紙 2 のとおり) 貸付期間終了後は、原則原状回復のうえ愛知県に返還すること。ただし、愛知県と事前に協議できることとする。</li> <li>4 隣地境界沿いに隣地対策として県で設置しているフェンスは現状有姿での貸付けとなる。その他の工作物や越境物があった場合も現状有姿での貸付けとなる。</li> <li>5 全面アスファルト舗装を施工の上、平面駐車場 (コインパーキング) とすること。アスファルト舗装工事等に要する期間も貸付期間に含む。 舗装を施工する際には、境界杭を損失しないこと。</li> <li>6 管理上の施設であっても、人が常駐する建物を建築しないこと。</li> <li>7 接面道路への乗入れ口については、必要に応じて道路管理者と協議の上、設置すること。</li> <li>8 光熱水設備が必要な場合は、自ら各供給業者から直接、供給を受けること。また、供給のための工事等に期間を要する場合であっても、貸付期間に含む。</li> <li>9 各種工事施工、設備設置等に伴う法令等の規定を遵守し、関係機関との協議・手続等を含め、適正に対応すること。</li> <li>10 駐車場の運営上必要となる対応は借受者で行うこと。</li> <li>11 管理に係る問合せ及び苦情並びに機器の故障等については、苦情時等の連絡先を明記し、借受者の責任において速やかに対応すること。</li> <li>12 貸付対象地内の美化に努めること。近隣地に配慮した駐車場管理を行うこと。その他、愛知県から指摘があった場合には速やかに措置を講ずること。</li> </ol>

図面



※1



※2



※3



※4



【参考事項】

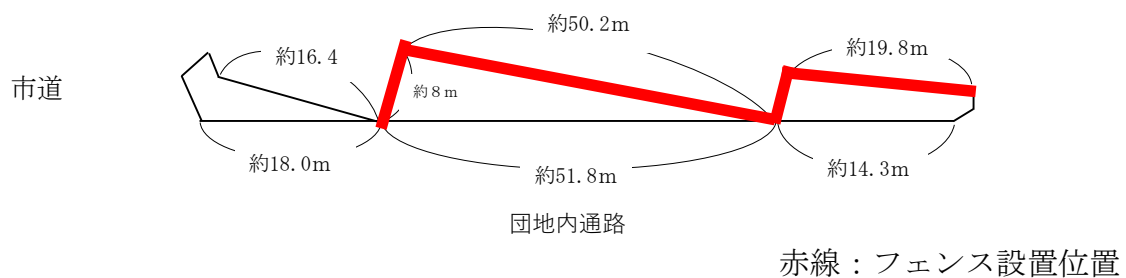
- 広告物掲出について、屋外広告物条例に定める手続きが必要となる場合があります。
- 土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- 現況の貸付けについて、令和7年8月31日までに撤去予定の舗装及び工作物は別紙2のとおりです。
- 隣地境界沿いに隣地対策として県で設置しているフェンスは現状有姿での貸付けとなります。その他の工作物や越境物があった場合も現状有姿での貸付けとなります。
- 工作物の撤去が必要な場合は、愛知県と協議のうえ、借受人の負担において撤去及び原状回復を行うこととなります。

○撤去予定の舗装及び工作物

種類	数量等
全面アスファルト舗装	-
精算機	1台
満空表示機	1基
フラップ板	15基
車止め	15台
案内看板	1基
場内照明灯	2基
監視カメラ	1基
自動販売機	1基

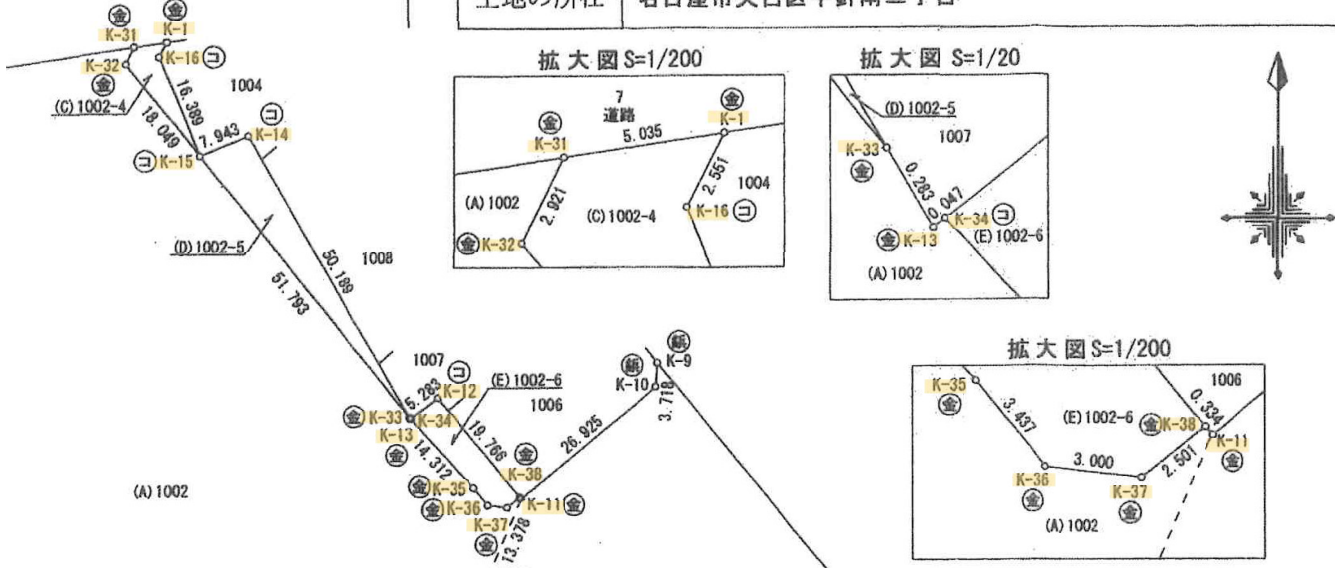
※上記工作物については、現在の貸付先による舗装及び設置設備のため、契約上令和7年8月31日までに撤去を行う予定です。

○下図の赤線上に設置されているフェンスについては、県で設置しており、現状有姿での貸付となります。





地番	1002、1002-3、1002-4 1002-5、1002-6	地積測量図(2-1)
土地の所在	名古屋市天白区平針南二丁目	



地番		(C) 1002-4			
NO	Xn	Yn	Xn · (Yn+1 - Yn-1)	距離	
K-1	-98530.873	-14781.848	374318.786527	5.035	
K-31	-98531.616	-14786.828	617004.979392	2.921	
K-32	-98534.241	-14788.110	-991451.532942	18.049	
K-15	-98548.279	-14776.766	-500723.805599	16.389	
K-16	-98533.134	-14783.029	500745.386988	2.551	
合計			-106.185634		
合計面積			53.0928170		
地積			53.09	㎡	

地番		(D) 1002-5			
NO	Xn	Yn	Xn · (Yn+1 - Yn-1)	距離	
K-15	-98548.279	-14776.766	-2474941.478806	51.793	
K-33	-98588.657	-14744.329	-721964.735211	50.189	
K-14	-98545.203	-14769.443	3196510.749711	7.943	
合計			-395.464306		
合計面積			197.7321530		
地積			197.73	㎡	

地番		(E) 1002-6			
NO	Xn	Yn	Xn · (Yn+1 - Yn-1)	距離	
K-34	-98588.873	-14744.151	-538196.657707	14.312	
K-35	-98599.452	-14734.511	-1164360.928668	3.437	
K-36	-98602.118	-14732.342	-507899.509818	3.000	
K-37	-98602.446	-14729.360	-487490.493024	2.501	
K-38	-98600.895	-14727.398	1046155.495950	19.766	
K-12	-98585.643	-14739.970	1651605.277179	5.283	
合計			-186.816088		
合計面積			93.4080440		
地積			93.40	㎡	

縮尺係数 0.999903

案 内 図



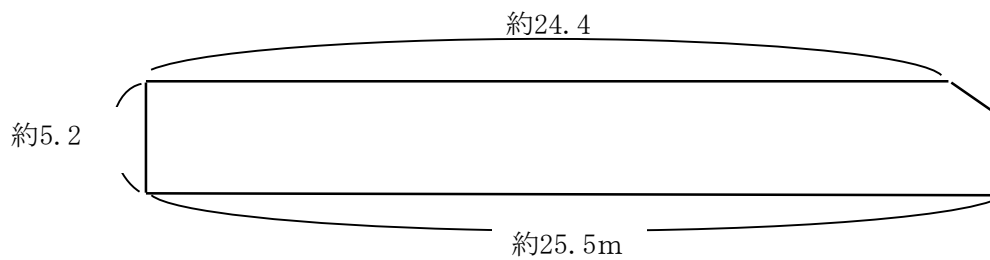
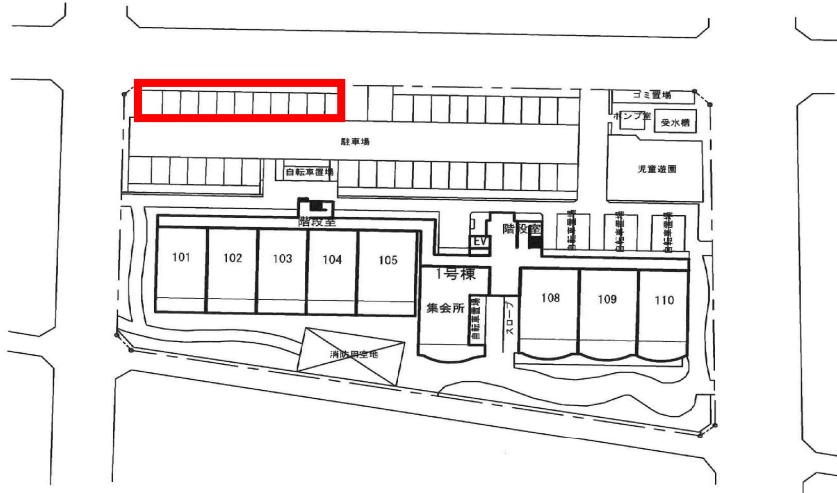
出典：国土地理院ウェブサイト

仕 様 書

所在地	名古屋市瑞穂区中山町六丁目 12 番のうち一部
貸付面積	131.16 m <sup>2</sup> (別紙図面のとおり)
貸付期間	令和 8 (2026) 年 2 月 1 日から令和 13 (2031) 年 1 月 31 日まで
現 況	平面駐車場 (コインパーキング) の用途として民間事業者に貸付中 (令和 8 年 1 月 31 日まで)
用途地域	市街化区域 第 2 種中高層住居専用地域
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貸付面積は県にて測量をした面積である。</li> <li>2 設備設置及び撤去工事については、貸付期間内に行うこと。</li> <li>3 現況の貸付けについて、工作物は令和 8 年 1 月 31 日までに撤去する契約内容となっている (愛知県が認める場合を除く。)(別紙 2 のとおり) 貸付期間終了後は、原則原状回復のうえ愛知県に返還すること。ただし、愛知県と事前に協議できることとする。</li> <li>4 貸付対象地は、平面駐車場 (コインパーキング) の用途に供すること。</li> <li>5 県営住宅入居者用の駐車場とコインパーキング区画が目視で区別できるよう、塗装、囲障等により区分けを行うこと。</li> <li>6 舗装等を施工する際には、境界杭を損失しないこと。</li> <li>7 管理上の施設であっても、人が常駐する建物を建築しないこと。</li> <li>8 接面道路への乗入れ口については、必要に応じて道路管理者と協議の上、設置すること。</li> <li>9 光熱水設備が必要な場合は、自ら各供給業者から直接、供給を受けること。また、供給のための工事等に期間を要する場合であっても、貸付期間に含む。</li> <li>10 各種工事施工、設備設置等に伴う法令等の規定を遵守し、関係機関との協議・手続等を含め、適正に対応すること。</li> <li>11 駐車場の運営上必要となる対応は借受者で行うこと。</li> <li>12 管理に係る問合せ及び苦情並びに機器の故障等については、苦情時等の連絡先を明記し、借受者の責任において速やかに対応すること。</li> <li>13 貸付対象地内の美化に努めること。近隣地に配慮した駐車場管理を行うこと。愛知県から指摘があった場合には速やかに措置を講ずること。</li> </ol>



図面



※



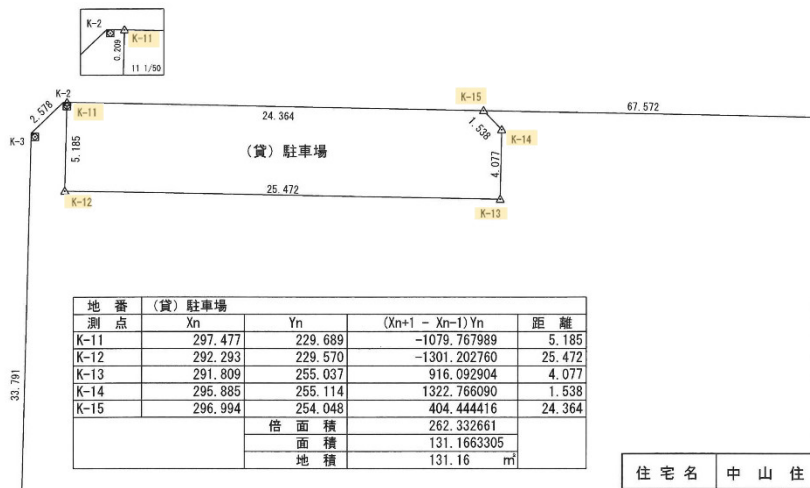
【参考事項】

- 広告物掲出について、屋外広告物条例に定める手続きが必要となる場合があります。
- 土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- 現況の貸付けについて令和 8 年 1 月 31 日までに撤去予定の工作物は別紙 2 のとおりです。その他の工作物や越境物があっても現状有姿での貸付けとなります。
- 工作物の撤去が必要な場合は、愛知県と協議のうえ、借受人の負担において撤去及び原状回復を行うこととなります。

○撤去予定の工作物

種類	数量等
料金看板	1基
精算機	1台
フラップ板	9基
P看板	1基
保護屋根	1基
車止め	9台
場内照明ポール	1基
バリカー	10基

※上記工作物については、現在の貸付先が設置した設備のため、契約上令和8年1月31日までに撤去を行う予定です。



地番	(貸) 駐車場			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
K-11	297.477	229.689	-1079.767989	5.185
K-12	292.293	229.570	-1301.202760	25.472
K-13	291.809	255.037	916.092904	4.077
K-14	295.885	255.114	1322.766090	1.538
K-15	296.994	254.048	404.444416	24.364
		倍面積	262.332661	
		面積	131.1663305	
		地積	131.16	m <sup>2</sup>

境界杭の種類	
☒	コンクリート杭
☒	プラスチック杭
☒	金属プレート
△	鉄
○	境界計算点

住宅名	中山住宅	住宅コード	14
図面種別	貸駐車場確定図	図面番号	1の内1
作成	平成27年 7月27日	縮尺	1:250
部長		課長	
		照査	
		担当	
株式会社 朝日設計事務所			

案 内 図



出典：国土地理院ウェブサイト

# 県有財産（貸付け）一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

愛知県知事殿

申込人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
(電話番号) < > -

代理人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
(電話番号) < > -

担当者連絡先	部署名		氏名	
	電話		FAX	
	e-mail			

以下の県有財産（貸付け）の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

### 記

物件番号	所在及び地番	土地		貸付期間
		地目	実測面積	
1	名古屋市天白区平針南二丁目 1002番4、1002番5、1002番6	宅地	344.22 m <sup>2</sup>	令和7（2025）年 9月1日から 令和12（2030）年 8月31日まで
2	名古屋市瑞穂区中山町六丁目 12番のうち一部	宅地	131.16 m <sup>2</sup>	令和8（2026）年 2月1日から 令和13（2031）年 1月31日まで

- (注) 1 該当する物件番号を○で囲むこと。（物件番号を間違えないようにご注意ください。）  
 2 申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）を添付すること。  
 3 様式第1（その2）を併せて提出すること。  
 4 愛知県警察本部長に申込人の氏名その他申請書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがある。

申 込 人 情 報

【個人の場合】

氏 名	ふりがな	性別	生年月日

【法人その他の団体の場合】

(ふりがな) 商号又は名称	( )			
所 在 地				
役 員 等 に 関 す る 事 項				
役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住 所
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			

(注) 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。





## 誓 約 書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称

及び代表者名

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

### 記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しておりません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当したことはありません。
- 3 現在、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされておられません。

#### 4 個人の場合

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

#### 法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。



# 入 札 書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
(電話番号) < > -

代理人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
(電話番号) < > -

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
												円
入札保証金額												円

物件 番号	所在及び地番	土地		貸付期間
		地目	実測面積	
1	名古屋市天白区平針南二丁目 1002 番 4、1002 番 5、1002 番 6	宅地	344.22 m <sup>2</sup>	令和7 (2025) 年 9月1日から 令和12 (2030) 年 8月31日まで
2	名古屋市瑞穂区中山町六丁目 12 番のうち一部	宅地	131.16 m <sup>2</sup>	令和8 (2026) 年 2月1日から 令和13 (2031) 年 1月31日まで

- (注) 1 該当する物件番号を○で囲むこと。(物件番号を間違えないようにご注意ください。)
- 2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。

## ＜記入例＞

様式第1（その1）

# 県有財産（貸付け）一般競争入札参加申込書

R7/3/3～3/14 の間の日付

令和 年 月 日

愛知県知事殿

申込人 住 所 ○○市○○町○丁目○番地  
 氏名又は名称 株式会社 ○○  
 及び代表者名 代表取締役 ○○ ○○  
 (電話番号) <○○○○> ○○ - ○○○○

法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）・住民票と一致しているか  
 また、電話番号が記載されているか

代理人 住 所  
 氏名又は名称  
 及び代表者名  
 (電話番号) <

**【代理入札を希望する場合】**  
 代理人欄の内容と委任状（様式第2）  
 の記載内容が一致しているか

担当者連絡先	部署名	○○課	氏名	×× ××
	電話	××××-×××-××××	FAX	××××-×××-○○○○
	e-mail	△△△△@××××		

以下の県有財産（貸付け）の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

物件番号	入札を希望する物件の物件番号が○で囲まれているか【複数選択可】	土地		貸付期間
		地目	実測面積	
1	名古屋市天白区平針南二丁目1002番4、1002番5、1002番6	宅地	344.22 m <sup>2</sup>	令和7（2025）年 9月1日から 令和12（2030）年 8月31日まで
2	名古屋市瑞穂区中山町六丁目12番のうち一部	宅地	131.16 m <sup>2</sup>	令和8（2026）年 2月1日から 令和13（2031）年 1月31日まで

- (注) 1 該当する物件番号を○で囲むこと。（物件番号を間違えないようにご注意ください。）  
 2 申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）を添付すること。  
 3 様式第1（その2）を併せて提出すること。  
 4 愛知県警察本部長に申込人の氏名その他申請書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがある。

## ＜記入例＞

様式第1（その2）

住民票と一致しているか

申 込 人 情 報

【個人の場合】

氏 名	ふりがな	性別	生年月日
〇〇 〇〇	××× ×××	男	昭和〇〇年〇月〇日

【法人その他の団体の場合】

ふりがなが記入されているか

(ふりがな) 商号又は名称	( <b>かぶしきがいしゃ ××</b> ) <b>株式会社 〇〇</b>
所在地	<b>〇〇市〇〇町〇丁目〇番地</b>

法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）と一致しているか

役 員 等 に 関 す る 事 項

役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住 所
<b>代表取締役</b>	( <b>××× ×××</b> ) 〇〇 〇〇	<b>男</b>	<b>昭和〇〇年</b> 〇月〇日	<b>〇〇市〇〇町〇×△番地</b>
<b>取締役</b>	( <b>××× ×××</b> ) 〇〇 〇〇	<b>女</b>	<b>昭和〇〇年</b> 〇月〇日	<b>〇〇市〇〇町〇×△番地</b>
<b>取締役</b>	( <b>××× ×××</b> ) 〇〇 〇〇	<b>男</b>	<b>昭和〇〇年</b> 〇月〇日	<b>〇〇市〇〇町〇×△番地</b>
<b>監査役</b>	( <b>××× ×××</b> ) 〇〇 〇〇	<b>女</b>	<b>昭和〇〇年</b> 〇月〇日	<b>〇〇市〇〇町〇×△番地</b>
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			

ふりがなが記入されているか

生年月日が記入されているか

法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）に記載されている役員（監査役、監事等を含む）がすべて記載されているか（退任者は記載不要です）

(注) 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

# ＜記入例＞

様式第2

## 委 任 状

代理人 住 所 **△△市△△町×丁目○番地**

氏 名 **△△ △△**

様式第1（その1）と一致しているか

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

次の県有財産（貸付け）の一般競争入札に関する一切の権限

物件 番号	入札を希望する物件の物件番号が○ で囲まれているか【複数選択可】	土地		貸付期間
		地目	実測面積	
1	名古屋市天白区平針南二丁目 1002番4、1002番5、1002番6	宅地	344.22 m <sup>2</sup>	令和7（2025）年 9月1日から 令和12（2030）年 8月31日まで
2	名古屋市瑞穂区中山町六丁目 12番のうち一部	宅地	131.16 m <sup>2</sup>	令和8（2026）年 2月1日から 令和13（2031）年 1月31日まで

（注）該当する物件番号を○で囲むこと。（物件番号を間違えないようご注意ください。）

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込書の日にと一致させる

様式第1（その1）の申込者と一致しているか

委任者

住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇番地**

氏名又は名称 **株式会社 〇〇**

及び代表者名 **代表取締役 〇〇 〇〇**

（電話番号） **<〇〇〇〇> 〇〇 - 〇〇〇〇**

## <記入例>

様式第3

### 誓 約 書

申込書の日にと一致させる

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称 **株式会社** ○○

及び代表者名 **代表取締役** ○○ ○○

下記事項について、誓約いたします。

様式第1(その1)の申込者と一致しているか

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

#### 記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しておりません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当したことはありません。
- 3 現在、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされておられません。
- 4 個人の場合  
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。



別紙様式

## 県有財産有償貸付契約書（案）

貸付人愛知県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産について借地借家法の一時的使用に基づく借地権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所 在	地 番	地目	数量（㎡）
名古屋市天白区平針南二丁目	1002番4、1002番5、 1002番6	宅地	344.22

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、「コインパーキング」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年9月1日から令和12年8月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金<落札価格>円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に 分の を乗じて得た額である。

（貸付料の支払）

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年 度	期 間	金 額	納入期限
令和7年度	9月分	金 円	8月末日
	10月分～12月分	金 円	9月末日
	1月分～3月分	金 円	12月末日
令和8年度～ 令和11年度	4月分～6月分	金 円	4月末日
	7月分～9月分	金 円	6月末日
	10月分～12月分	金 円	9月末日
	1月分～3月分	金 円	12月末日
令和12年度	4月分～6月分	金 円	4月末日
	7月分～8月分	金 円	6月末日

(光熱水費の供給)

第8条 乙は、コインパーキングの運営に必要となる光熱水設備は、各供給業者から直接、供給を受けるとともに、その使用に基づく実費は、各供給業者へ直接支払を行わなければならない。

(延納による違約金)

第9条 乙は、第7条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて年14.5パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第10条 乙が貸付料及び延納による違約金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料及び延納による違約金の合計額に満たないときは、延納による違約金から充当する。

(契約保証金)

第11条 乙は、甲の指定する期日までに、契約保証金として金<契約金額の1割以上>円を支払わなければならない。

- 2 納付済みの入札保証金は、前項の契約保証金の一部として充当することができる。
- 3 第1項の契約保証金は、第27条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 甲は、賃貸借契約が満了したとき、又は第18条、第19条、第21条及び第23条により契約を解除した場合においては、乙が第25条に規定する原状回復義務等本契約に定める全ての義務を履行し、甲に損害がないときには、乙の請求により第1項に定める契約保証金を乙に返還する。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他乙が甲に負担する債務が残存する場合にあっては、契約保証金を当該債務の額に充当したうえで、その残余の額を返還する。
- 5 第1項に定める契約保証金には利息を付さない。



(契約不適合)

第12条 乙は、この契約締結後、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求又は本契約解除をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 乙は貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は貸付物件の全部又は一部が毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

3 乙は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 乙は、貸付物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(維持補修)

第14条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(実地調査等)

第16条 甲は、貸付物件について随時使用状況及び売上状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第17条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第16条に定める義務に違反した場合

金<貸付料の1年分に相当する額>円

(2) 第3条及び第15条に定める義務に違反した場合

金<貸付料の1年分に相当する額の3倍の額>円

2 前項に定める違約金は、第21条第2項、第27条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (3) 乙が振り出す手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 乙が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (8) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 乙の資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定

したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第20条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運

営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第22条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

(中途解約)

第23条 乙は、貸付期間の開始から1年を経過したのちは、甲に対して中途解約を申し入れることができる。この場合、乙は、契約解除希望日の3か月前までに、書面により申し出をしなければならない。ただし、貸付料の3か月分に相当する金額を支払うことにより、この契約を直ちに解約することができる。

(原状変更)

第24条 乙は、貸付物件に料金清算機器、路面整備、駐車場に関する案内看板、照明設備、フェンス等の平面駐車場の運営に必要な設備及び平面駐車場の用途を妨げない程度で空きスペースを利用した自動販売機、電気自動車に係る充電設備、その他これらに類するものを設置することができる。なお、この場合は、事前に甲の承認を得なければならない。

(原状回復)

第25条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条、第19条第21条及び第23条の規定により契約が終了したときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるとき

は、この限りでない。

(貸付料の返還)

第26条 甲は、第18条第2号の規定により、この契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第27条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第28条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条、第19条、第21条及び第23条の規定により契約が終了したときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、買取りその他名目を問わず、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第29条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第30条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第31条 この契約に関する訴の管轄は、愛知県庁所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛 知 県  
代表者 愛知県知事 大 村 秀 章 印

乙 住 所  
氏 名  
名称及び  
代表者氏名 印

別紙様式

## 県有財産有償貸付契約書（案）

貸付人愛知県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産について借地借家法の一時的使用に基づく借地権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所 在	地 番	地目	数量（㎡）
名古屋市瑞穂区中山町六丁目	12番のうち一部	宅地	131.16

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、「コインパーキング」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年2月1日から令和13年1月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金<落札価格>円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に 分の を乗じて得た額である。

（貸付料の支払）

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年 度	期 間	金 額	納入期限
令和8年度	2月分～3月分	金 円	2月末日
令和9年度～ 令和12年度	4月分～6月分	金 円	4月末日
	7月分～9月分	金 円	6月末日
	10月分～12月分	金 円	9月末日
	1月分～3月分	金 円	12月末日
令和13年度	4月分～6月分	金 円	4月末日
	7月分～8月分	金 円	6月末日
	10月分～12月分	金 円	9月末日
	1月分	金 円	12月末日

(光熱水費の供給)

第8条 乙は、コインパーキングの運営に必要となる光熱水設備は、各供給業者から直接、供給を受けるとともに、その使用に基づく実費は、各供給業者へ直接支払を行わなければならない。

(延納による違約金)

第9条 乙は、第7条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて年14.5パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第10条 乙が貸付料及び延納による違約金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料及び延納による違約金の合計額に満たないときは、延納による違約金から充当する。

(契約保証金)

第11条 乙は、甲の指定する期日までに、契約保証金として金<契約金額の1割以上>円を支払わなければならない。

- 2 納付済みの入札保証金は、前項の契約保証金の一部として充当することができる。
- 3 第1項の契約保証金は、第27条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 甲は、賃貸借契約が満了したとき、又は第18条、第19条、第21条及び第23条により契約を解除した場合においては、乙が第25条に規定する原状回復義務等本契約に定める全ての義務を履行し、甲に損害がないときには、乙の請求により第1項に定める契約保証金を乙に返還する。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他乙が甲に負担する債務が残存する場合にあっては、契約保証金を当該債務の額に充当したうえで、その残余の額を返還する。
- 5 第1項に定める契約保証金には利息を付さない。

(契約不適合)

第12条 乙は、この契約締結後、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求又は本契約解除をすることができない。  
(維持保全義務)

第13条 乙は貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は貸付物件の全部又は一部が毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

3 乙は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 乙は、本件公有財産を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(維持補修)

第14条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(実地調査等)

第16条 甲は、貸付物件について随時使用状況及び売上状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第17条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第16条に定める義務に違反した場合

金<貸付料の1年分に相当する額>円

(2) 第3条及び第15条に定める義務に違反した場合

金<貸付料の1年分に相当する額の3倍の額>円

2 前項に定める違約金は、第21条第2項、第27条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。



(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (3) 乙が振り出す手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 乙が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (8) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 乙の資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定

したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第20条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運

営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第22条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

(中途解約)

第23条 乙は、貸付期間の開始から1年を経過したのちは、甲に対して中途解約を申し入れることができる。この場合、乙は、契約解除希望日の3か月前までに、書面により申し出をしなければならない。ただし、貸付料の3か月分に相当する金額を支払うことにより、この契約を直ちに解約することができる。

(原状変更)

第24条 乙は、貸付物件に料金清算機器、路面整備、駐車場に関する案内看板、照明設備、フェンス等の平面駐車場の運営に必要な設備及び平面駐車場の用途を妨げない程度で空きスペースを利用した自動販売機、電気自動車に係る充電設備、その他これらに類するものを設置することができる。なお、この場合は、事前に甲の承認を得なければならない。

(原状回復)

第25条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条、第19条第21条及び第23条の規定により契約が終了したときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるとき

は、この限りでない。

(貸付料の返還)

第26条 甲は、第18条第2号の規定により、この契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第27条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第28条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条、第19条、第21条及び第23条の規定により契約が終了したときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、買取りその他名目を問わず、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第29条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第30条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第31条 この契約に関する訴の管轄は、愛知県庁所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛 知 県  
代表者 愛知県知事 大 村 秀 章 印

乙 住 所  
氏 名  
名称及び  
代表者氏名 印

## 入札の公告内容

次のように県有財産(貸付け)一般競争入札に付します。

令和7年2月 25 日

愛知県知事 大 村 秀 章

### 1 入札に付する物件及び貸付期間

物件 番号	所在及び地番	土地		貸付期間
		地目	貸付面積(m <sup>2</sup> )	
1	名古屋市天白区平針南二丁目 1002番地4、1002番5、1002番6	宅地	344.22	令和7(2025)年9月1日から 令和12(2030)年8月31日まで
2	名古屋市瑞穂区中山町六丁目 12番のうち一部	宅地	131.16	令和8(2026)年2月1日から 令和13(2031)年1月31日まで

備考 1 全て現況有姿での貸付けになります。(なお、現況の貸付けについて、撤去予定の工作物あり。)

2 物件番号2について、貸付予定地は所在地番のうちの一部であるため、公簿面積とは一致しません。

### 2 入札者に必要な資格

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 駐車場の運營業務において3年以上の実績を有していること。
- (4) 県税及び国税の未納がないこと。
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間、愛知県から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) この公告の日から入札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日付け締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

### 3 入札心得書及び契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室(愛知県庁本庁舎2階)
- (2) 日時 令和7年2月25日(火)から令和7年3月14日(金)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日を除く。)

### 4 入札参加申込みの受付の場所及び日時

入札に参加しようとする者は、事前に入札参加申込書等の提出が必要です。

- (1) 場所 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室(愛知県庁本庁舎2階)
- (2) 日時 令和7年3月3日(月)から令和7年3月14日(金)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日を 除く。)

なお、郵送による入札参加申込みの場合は、令和7年3月14日(金)午後5時必着とします。

## 5 入札書の受付の場所及び日時

以下の場所、日時において、持参又は郵送により入札書を受け付けます。

- (1) 場所 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室（愛知県庁本庁舎2階）
- (2) 日時 令和7年4月7日(月)から令和7年4月 11 日(金)までの午前9時から午後5時まで  
なお、郵送による場合は一般書留又は簡易書留に限り、令和7年4月 11 日(金)午後5時必着とします。

## 6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札参加申込受付後に県が送付する納付書により、入札書の記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の5以上（1円未満切上げ）の金額を、入札保証金として、入札書を提出するまでに指定金融機関等で納めなければなりません。

## 7 開札

- (1) 開札の場所 愛知県自治センター 地下2階 入札室
- (2) 開札の日時 令和7年4月24日（木） 午前10時30分から

## 8 契約書の作成の要否 要

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第152条の規定に該当する入札
- (2) 県有財産（貸付け）一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- (3) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
- (4) 入札書の金額の表示を訂正したもの
- (5) 入札書の金額が予定価格に達しないもの
- (6) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (7) 担当職員の指示に従わなかった者の入札

## 10 貸付料支払方法

納入通知書により県の指定する期日までに納入するものとします。

## 11 用途等の制限

貸付対象地は、平面駐車場（コインパーキング）の用途に供しなければなりません。  
また、管理上の施設であっても人が常駐する建物を建築することはできません。

## 12 現地確認

現地は各自で確認してください。

現地で測量等する場合には、あらかじめ下記14の問合せ先まで連絡してください。

13 その他

貸付けの詳細については、「県有財産(貸付け)一般競争入札のしおり」を確認のうえ、入札してください。

「県有財産(貸付け)一般競争入札のしおり」は、3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。

14 問合せ先

愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室 維持・財産グループ

電話 (052) 954-6580 (ダイヤルイン)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

# 入札の御案内

## 1 入札書の受付

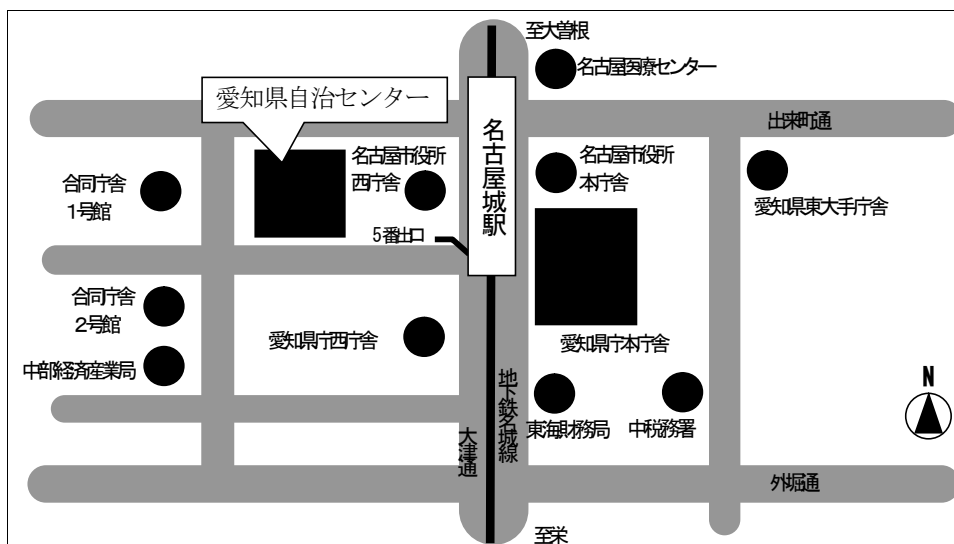
- (1) 入札期間  
令和7年3月3日(月)～令和7年3月14日(金) 午前9時～午後5時  
(土曜日、日曜日を除く)
- (2) 場所  
愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室(愛知県庁本庁舎2階)
- (3) 入札保証金  
入札参加申込受付後に県が送付する納付書により、入札書の記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の5以上(1円未満切上げ)の金額を、入札保証金として、入札書を提出するまでに指定金融機関等で納付

## 2 開札

- (1) 日時 令和7年4月24日(木) 午前10時30分
- (2) 会場 愛知県自治センター 地下2階 入札室
- (3) 住所 名古屋市中区三の丸二丁目3-2
- (4) 電話 052-954-6580(県営住宅管理室ダイヤルイン)
- (5) その他 開札への立会は任意です

## 3 会場案内図

名古屋市営地下鉄 名城線「名古屋城」駅5番出口から西へ2分



(お断り) 駐車場に限りがあり、駐車できない場合がありますので、出来る限り地下鉄、バス等の公共交通機関をご利用ください